

学びの多様化学校・教育センター  
施設整備基本計画

令和8(2026)年2月

千葉市

## 学びの多様化学校・教育センター施設整備基本計画（目次）

第1章 学びの多様化学校・教育センターの施設整備の背景と位置づけ	- 1 -
1 基本計画の策定	- 1 -
(1) 計画策定の背景と目的	- 1 -
(2) 計画地の概要	- 1 -
(3) 計画地の整備・運営にあたっての留意事項	- 2 -
(4) 計画地の全体スケジュール（予定）	- 3 -
第2章 学びの多様化学校設置までの経緯	- 3 -
1 不登校の定義	- 3 -
2 学びの多様化学校の特徴と全国的な設置状況	- 3 -
(1) 特徴	- 3 -
(2) 全国的な設置状況	- 3 -
3 千葉市の現状	- 4 -
(1) 不登校児童生徒数の推移	- 4 -
(2) これまでの不登校児童生徒への支援	- 4 -
(3) 不登校児童生徒への支援の課題と学びの多様化学校の設置目的	- 5 -
第3章 教育センターの現状と課題	- 6 -
1 業務内容	- 6 -
2 施設概要	- 7 -
3 配置図等	- 7 -
4 老朽化に対する課題整理と対応	- 9 -
第4章 施設整備の基本的な考え方	- 10 -
1 総合的なコンセプトと両施設のつながり	- 10 -
(1) コンセプトの考え方	- 10 -
(2) 学びの多様化学校と教育センターのつながり	- 10 -
2 学びの多様化学校の整備方針	- 11 -
(1) アンケート結果と考察	- 11 -
(2) 基本方針	- 13 -
(3) 基本構想	- 14 -
3 教育センターの整備方針	- 16 -
(1) 基本方針	- 16 -
(2) 基本構想	- 16 -
第5章 施設整備の内容	- 18 -
1 計画内容	- 18 -
(1) 概要	- 18 -
(2) 整備手法	- 19 -

(3) スケジュール.....	- 20 -
(4) 概算工事費.....	- 20 -
2 整備・機能の内容.....	- 20 -
(1) 学びの多様化学校.....	- 20 -
(2) 教育センター.....	- 22 -
(3) 駐車場・中央広場.....	- 28 -
(4) 進入路 .....	- 28 -
(5) その他 .....	- 29 -

# 第1章 学びの多様化学校・教育センターの施設整備の背景と位置づけ

## 1 基本計画の策定

### (1) 計画策定の背景と目的

全国の小・中学校不登校児童生徒数は過去最大となり、令和6年度は353,970人、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は38.6人となっております。本市でも、不登校児童生徒数の急増に伴い、ニーズが多様化しており、新たな学びの場の確保が課題となっています。

一方で、教育センターについては、老朽化に伴い、安全性の確保が課題となっており、現施設は建築から42年が経過し、耐用年数の終期が迫っている状況です。

こうした背景を踏まえ、市では、学びの多様化学校と、教職員の研修や不登校児童生徒への支援の一部を担っている教育センターの親和性が高いことから、併設を検討し、旧高洲第二中学校跡施設に整備する案を作成しました。

令和7（2025）年1月30日に、旧高洲第二中学校跡施設利活用検討委員会及び高洲・高浜地区地域運営委員会より「旧高洲第二中学校跡施設利活用案に対する意見要望書」が提出され、市利活用案の全体計画について、おおむね了承が得られたため、令和12（2030）年度に学びの多様化学校と教育センターを併設で整備することとしました。

市では、「学びの多様化学校・教育センター施設整備基本計画」を策定し、学びの多様化学校の新設と、教育センターの移転について基本的な考え方を取りまとめることとしました。

### (2) 計画地の概要

旧高洲第二中学校の跡施設は、「多様な人々がつどい、交流が生まれる場」をコンセプトとし、学びの多様化学校と教育センター以外にも様々な施設の整備を予定しています。

また、敷地真ん中に駐車場や広場として活用できるスペースを配置し、本スペースを通じて各施設がゆるやかに連携するとともに、地域の方も使用できる空間としての活用を検討しています。

近隣施設での職場体験や地域との交流活動等を通じて、学びの多様化学校の生徒が幅広い世代とのつながりを持ち、キャリア教育の一環として、体験的な学習や探求的な学びにつながることを期待しています。

#### ア アルティーリ千葉練習場

千葉市をホームタウンとするプロバスケットボールチーム「アルティーリ千葉」の専用練習場を整備します。

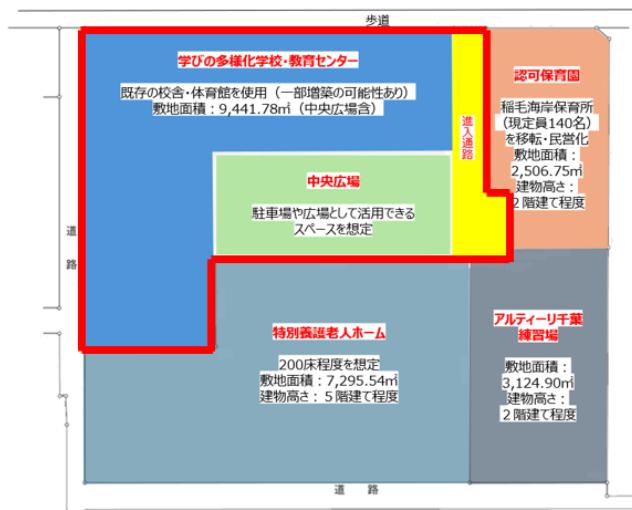
#### イ 特別養護老人ホーム

美浜区内既存施設の入所定員が少ない課題を解決するため、特別養護老人ホームを整備します。

## ウ 認可保育園

稲毛海岸保育所の老朽化の対策として、移転・民営化による認可保育園の整備を予定しています。

**【旧高洲第二中学校跡施設 整備レイアウト図】**



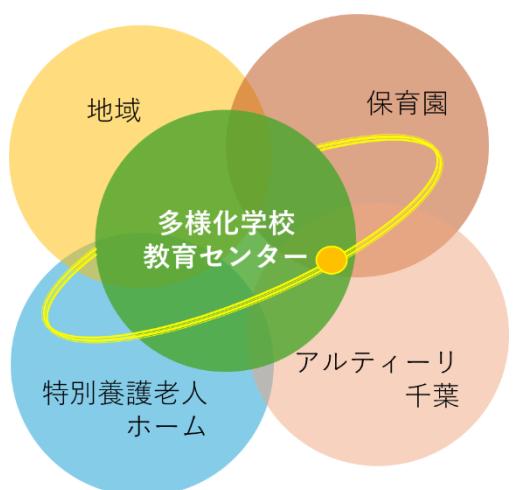
※赤枠内が本基本計画の対象範囲

### （3）計画地の整備・運営にあたっての留意事項

「旧高洲第二中学校（跡施設）利活用方針」では、各施設が一体感を持ち、敷地内であるやかに連携するとともに地域との交流を推進できるよう、計画地の整備・運営にあたって各運営主体が下記事項を留意することとしています。

- ・バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等により、誰もが安全安心で使いやすい施設を目指します。
- ・地球温暖化対策、環境負荷の軽減を意識し、ランニングコストやライフサイクルコストが少ない建築物を目指すとともに、施設の形態意匠や色彩を工夫し、まとまりのある景観の形成を図ります。
- ・施設配置や建物外観等により、騒音抑制・隣接地の暗がり軽減等、近隣住環境への配慮に努めます。
- ・良質な既存樹木を積極的に保存します。
- ・フェンス・門等空間を仕切る機能を使用する際には、地域とのつながりを醸成できるよう、形状・高さ・距離・色等に配慮します。
- ・運営主体相互の連携・交流を行うとともに、地域に親しまれる施設となるよう、地域との交流に努めます。

**【つながりのイメージ】**



#### (4) 計画地の全体スケジュール（予定）

	年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
グラウンド部分	アルティーリ千葉 練習場	建築工事	R8.7供用開始								
	特別養護 老人ホーム	武道場 解体・部室 実施設計等の 事業者 公募		建築工事（事業者）		R11供用開始					
	認可保育園 (鷺毛海岸保育園の移転・民営化)	武道場・部室 連物等の 解体工事・除却				事業者 公募	建築工事 (事業者)	R14供用開始			
校舎・ 体育館	学びの多様化学校	基本設計	実施設計	改修工事		R12供用開始					
	教育センター					R12供用開始					
	千葉国際芸術祭 2025	開催									

※供用開始時期は変動する場合あり

## 第2章 学びの多様化学校設置までの経緯

### 1 不登校の定義

不登校とは、文部科学省の調査上で、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く。）」と定義されており、下記が具体例として示されています。

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていること等のため登校しない。
- ・無気力で何となく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を理由に登校しない（できない）。

### 2 学びの多様化学校の特徴と全国的な設置状況

#### (1) 特徴

学びの多様化学校とは、不登校児童生徒の実態に配慮し、教育課程の基準によらずに特別な教育課程を編成して教育を実施する学校です。特別な教育課程は、当該学校に通う児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討されます。

特別な教育課程の例として、特色のある教科の新設や、総授業時間数の削減（例：年間1,015時間→850時間）、1時間当たりの授業時間の短縮等が挙げられます。

また、学びの多様化学校には、学校型（独立した学校として、学びの多様化学校の指定を受けるもの）や分教室型（母体となる本校は、学びの多様化学校としての指定は受けず、一部の学級のみ指定されるもの）等の設置形態があります。

#### (2) 全国的な設置状況

令和7（2025）年11月時点では、学びの多様化学校は全国で59校設置されています。種別ごとの形態は以下の表のとおりです。

【学校種別設置状況】

小学校	※13校
中学校	※41校
高等学校	11校

【設置形態別設置状況】

学校型	23校
分校型	5校
分教室型	22校
コース指定型	9校

【国公私別設置状況】

公立学校	37校
私立学校	22校

※小中一貫校はそれぞれ計上しているため、学校総数と一致しない。

### 3 千葉市の現状

#### (1) 不登校児童生徒数の推移

本市では、全国平均は下回っているものの、平成26（2014）年度に小学校、中学校合わせて816人だった不登校児童生徒数が、令和6（2024）年度には約2.6倍の2,083人となっており、増加の傾向が見られます。

#### (2) これまでの不登校児童生徒への支援

本市では、一人一人の児童生徒の状況を踏まえ、学校復帰を含めた、社会的自立を目指し、「誰一人取り残さない教育」の推進を進めてきました。

当初は、中学生の不登校が多かったことから、中学生向けの支援を中心に進めてきましたが、小学生の不登校も増加してきたことから、小学生の不登校にも対応できるよう事業を進めてきました。具体的な事業は、以下のとおりです。

	事業	内容
1	相談事業	教育センターでの電話相談、来所相談・医療相談を行う。
2	中学校グループ活動	教育センターの研修室等を活用して、週3日のグループ活動を実施している。学習活動やスポーツを行い、集団活動を通して仲間意識を高め、社会的自立、集団適応を図る。
3	教育相談指導教室	人間関係の改善と自我の確立を図り、学校生活への適応及び社会的自立を目指すため、個々の生徒の状況に応じた相談指導を行う。
4	家庭訪問相談	家庭から外へ出られない不登校児童生徒や病気等による長期欠席の児童生徒を対象に、家庭へ訪問し、個々の状況に応じた教育相談を実施して心のケアを行う。

5	ライトポート（中学校） (教育支援センター)	各区小学校内に設置し、週5日開所している。教科の学習や体験的な活動、相談活動等を通して、学校生活への復帰や社会的自立を支援する。
6	小学校グループ活動	教育センターの研修室等を活用して、週2日のグループ活動を実施している。交流や創作等の活動を通して、不安や悩みを和らげ、生活への意欲化と集団生活への適応を図る。
7	ライトポート（小学校） (教育支援センター)	各区小学校内に設置し、週4日開所している。教科の学習や体験的な活動、相談活動等を通して、学校生活への復帰や社会的自立を支援する。
8	ステップルームティーチャーの配置	教室に入れず別室に登校する児童生徒へ継続的な学習支援や相談を行うため、専任の支援員を配置する。
9	フリースクールとの連携等	フリースクール等へ通う要保護・準要保護の児童生徒への交通費や実習費等の助成、運営費の助成、学習支援の委託等を行う。

### （3）不登校児童生徒への支援の課題と学びの多様化学校の設置目的

本市では、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度にかけて、上記の取組みを含めた「不登校対策パッケージ」を掲げ、総合的な施策を推進してきました。

3か年の取組みを総括したところ、起立性調節障害や集団生活に不安を抱える等、様々な事情や背景から学びたくても登校することができない児童生徒がいることや、学校に行けないから学べないではなく、どんな状況でも学び続けられる場が欲しいといった学習支援のニーズが高まっていること等から、「学びの保障」という観点において課題があるとの認識に至りました。

そこで、誰一人取り残さない教育の実現に向け、普通高校進学を含め、それぞれの自己実現を目指した進路選択に結びつくよう、多様な学びの場である学びの多様化学校の設置に向けて検討してきました。

こうした検討経緯を踏まえ、中学生を対象とした学びの多様化学校を設置することを決定しました。

## 第3章 教育センターの現状と課題

### 1 業務内容

教育センターは、「千葉市教育センター設置条例」に基づき、教育の質の向上と教職員の専門性の育成を目的として運営されています。

昭和47（1972）年、「教育研究所」として設立された当初より、千葉市の教育現場を支える中核機関としての役割を担ってきました。

昭和59（1984）年には、現施設の竣工に伴い、名称を「教育センター」へと改め、現在の地にて新たな歩みを始めました。

以来、時代の変化とともに、教育センターはその役割を進化させてきました。情報化社会への対応、教職員の多様なニーズへの支援、子どもたちの心のケア等、教育の現場が抱える課題に寄り添いながら、常に柔軟かつ先進的な取組みを展開してきました。

現在では、第3次千葉市学校教育推進計画に基づき、「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」の育成に向けて、学校や教職員の活動を支援するために、「教育研究」、「教職員研修」、「教育相談」、「情報教育・広報」の業務を進めています。

#### （1）教育研究・総務班

教育センターの事務事業の円滑な推進を図るため、センター内各班間及び関係部局との連絡調整を図るとともに、庶務、予算及び経理、施設整備の維持管理に関する業務を行います。

また、各種の教育課題の解明や新しい時代の要請に応える教育の創造・推進のため、教育研究の推進・奨励・普及及び教育情報資料の収集・提供に関する業務を行います。

- ア 教育センターの庶務に関すること
- イ 教育センターの予算及び経理に関すること
- ウ 教育センターの施設設備の維持管理に関すること
- エ 教科教育、教科外教育、学校経営等の各分野の調査、研究及び開発に関すること
- オ 教職員の資質と指導力向上を目指した研究発表会の開催、研究の奨励
- カ 学校教育充実のための大学・関係機関・団体との連携に関すること
- キ 教育に係る資料及び情報の収集、整理、提供及び活用に関すること
- ク 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の指導改善研修に関すること

#### （2）教職員研修班

教職員の資質・力量の向上を図るため、教職員研修の企画・運営に関する業務を行います。

- ア 教職員の研修の総合的計画の立案及びその実施に関すること
- イ 基本研修、専門研修及び課題研修の企画及び運営に関すること
- ウ 次世代リーダー研修の企画及び運営に関すること

- エ 校外研修、校内研修の支援に関すること
- オ 教育実習、「ちば！教職たまごプロジェクト」に関すること
- カ 全国教員研修プラットフォーム「Plant」に関すること

#### (3) 教育相談班

児童生徒等の教育上の問題や悩みを解決するため、児童生徒等とその保護者、教職員に対する教育相談及び研究・研修・啓発活動に関する業務を行います。

- ア 児童生徒及び教職員の教育相談に関すること
- イ 教育相談の事例の集積及び研究に関すること
- ウ 不登校児童生徒の支援等に関すること

#### (4) 情報教育・広報班

情報教育推進のための企画運営と調査研究、教育情報ネットワーク、教育広報及び広聴に関する業務を行います。

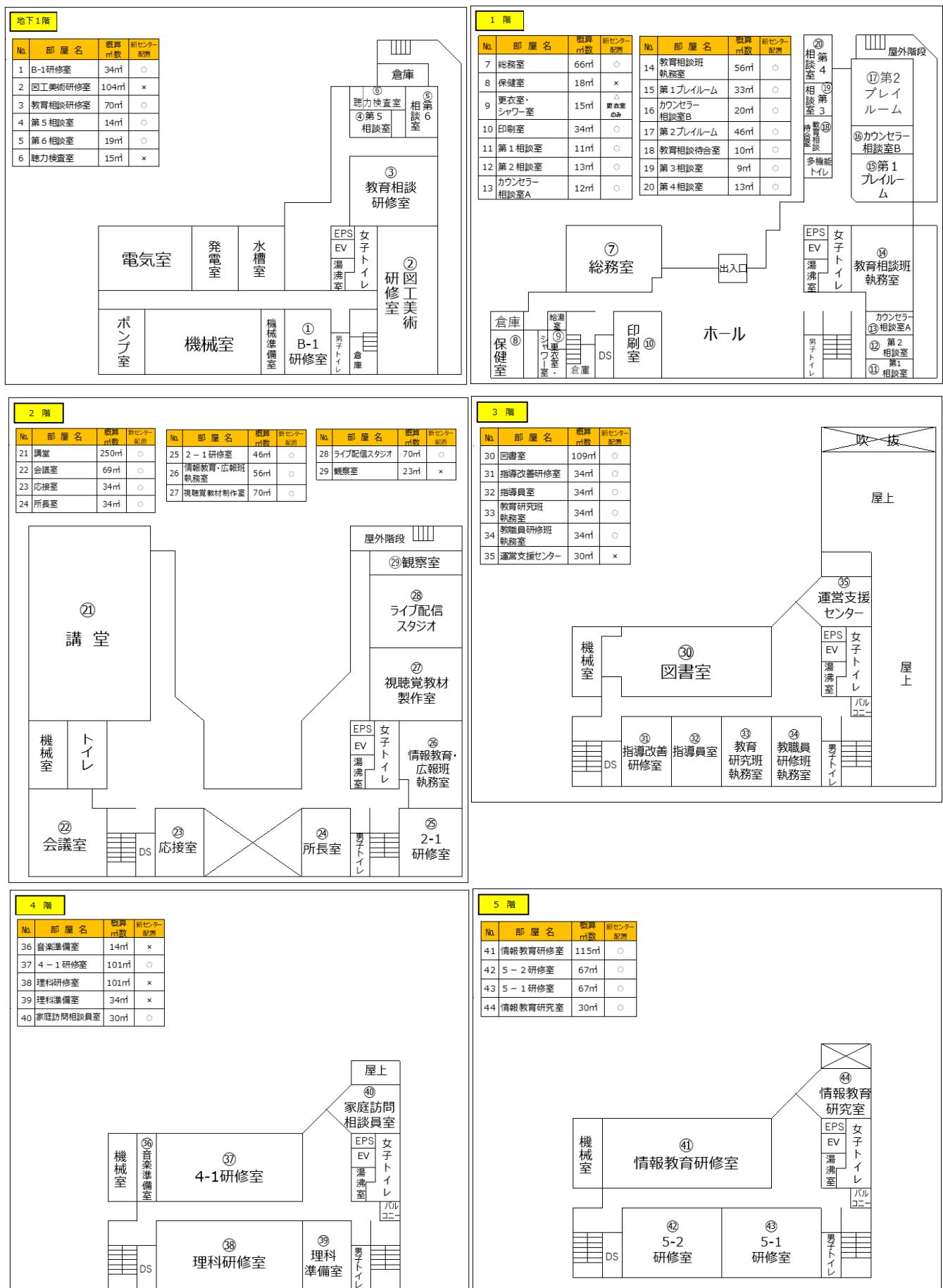
- ア 情報システムに関すること（他の部、課等の所管に属するものを除く）
- イ ICT を活用した情報教育の指導、助言、調査及び研究に関すること
- ウ 教育機材の提供及び活用に関すること
- エ 広報及び広聴に関すること（他の部、課等の所管に属するものを除く）

### 2 施設概要

- (1) 所在：千葉市稻毛区轟町3丁目7番9号
- (2) 運営形態：直営
- (3) 構造：鉄骨鉄筋コンクリート造  
一部鉄筋コンクリート造  
地下1階・地上5階建塔屋付
- (4) 面積：敷地面積 2,628.77m<sup>2</sup> (所外駐車場491.64m<sup>2</sup>を含む)  
建築面積 1,243.34m<sup>2</sup>  
延床面積 4,584.58m<sup>2</sup> (ピロティ駐車場314.52m<sup>2</sup>を含む)
- (5) 建築時期：昭和58（1983）年12月17日
- (6) 耐用年数：47年（残年数：5年）※令和8（2026）年2月現在
- (7) 在籍人数：約70人（会計年度任用職員含む）

### 3 配置図等

現在の施設は、地下1階から地上5階までの計6層構造となっており、配置図及び各諸室における概算面積は、以下のとおりです。



#### 4 老朽化に対する課題整理と対応

現施設は耐用年数の終期を迎つつあり、安全性の確保の観点からも、老朽化への対応が喫緊の課題となっています。

この状況を踏まえ、現施設の改修や他所への移転等の方策を検討するにあたり、対応すべき具体的な課題として、以下の点が確認されました。

課題	詳細
改修時の仮移転と財政負担	現施設を改修する場合、研修・相談機能を停止できないため、工事期間中は仮移転が必要となる。仮移転用の仮設事務所建設費用等により大きな財政負担が発生する。
講堂・研修室の機能確保	現施設には約200人を収容可能な講堂や多数の研修室があり、移転等にあたっては、これらの諸室の整備が必要である。
交通利便性の確保	市内全域から児童生徒や教職員が訪れる施設であるため、交通の利便性の良い場所での整備が望ましい。
不登校児童生徒支援の再整備	教育センターでの相談業務と他支援事業との連携が可能となるよう、再整備が必要である。

上記の課題を総合的に勘案した結果、すべての条件を満たす適地として、本市で進めていた旧高洲第二中学校跡施設の利活用検討に、教育センターの移転も組み入れ、移転先として選定しました。

##### (1) 既存校舎の改修等により本移転が可能

旧高洲第二中学校の既存校舎を改修等により活用することで、機能を停止することなく、かつ仮移転を行わずに移転が可能となります。これにより、仮移転に伴う費用を削減でき、さらに既存の普通教室を講堂や研修室として転用することも可能となります。

##### (2) 交通の利便性が高い

JR京葉線「稻毛海岸駅」から近く、JR総武線「稻毛駅」からもバスでアクセス可能な地域に位置しており、交通の利便性に優れています。

##### (3) 学びの多様化学校との親和性

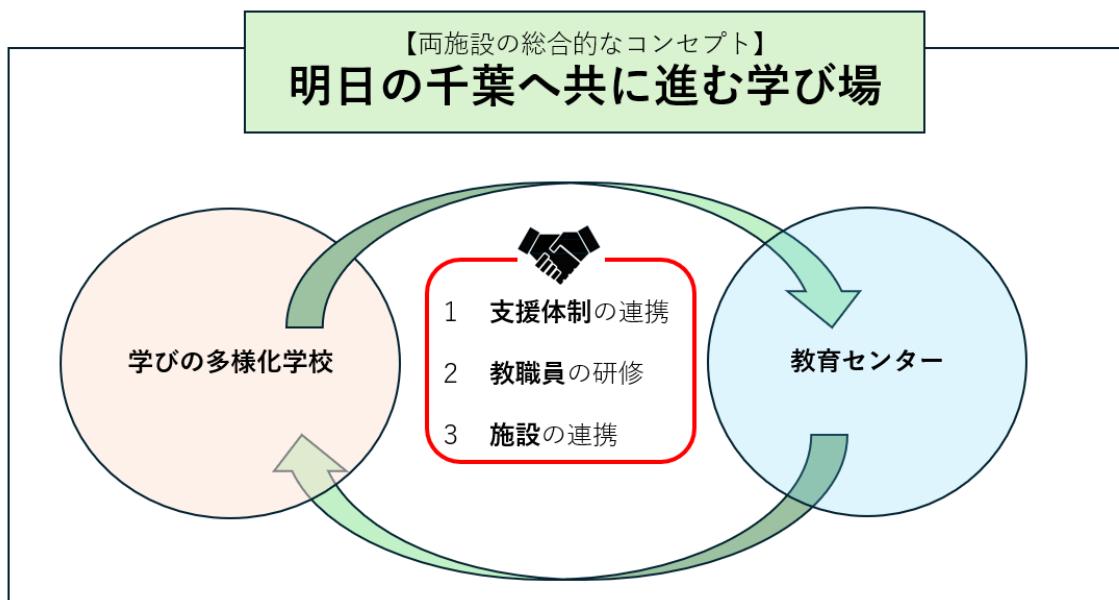
同敷地内に立地することで、学びの多様化学校との連携が図られ、不登校の相談支援等、不登校児童生徒への支援における相乗効果が期待できます。

## 第4章 施設整備の基本的な考え方

### 1 総合的なコンセプトと両施設のつながり

【学びの多様化学校・教育センターの総合的なコンセプト】

明日の千葉へ共に進む学び場



#### (1) コンセプトの考え方

本施設は、不登校生徒が安心して学び、社会的自立を目指す「学びの多様化学校」と、児童生徒はもちろん、教職員や教育現場を支える役割を担う「教育センター」が一体となった施設です。

児童生徒にとっては、柔軟な教育課程や相談環境が整った「安心できる学びの場」として、教職員にとっては、実践的な研究や研修、ICT活用を通じて現場力を高める「頼れる教育支援の場」として整備します。

本施設は、変化する教育ニーズに応えながら、明日の千葉市を担う児童生徒及び教職員が共に成長できる環境を提供する、教育支援拠点を目指します。

#### (2) 学びの多様化学校と教育センターのつながり

学びの多様化学校と教育センターは、それぞれの目的と機能に基づく専門的な業務に取り組みつつ、不登校児童生徒への支援等共通する課題には互いの強みを活かして連携することで、相互に補完し合いながら、より効果的な支援体制の構築と児童生徒への支援の質の向上を図ります。具体的なつながりは下記の3点です。

##### ア 支援体制の連携

不登校児童生徒への支援において、それぞれ異なるアプローチを行う両施設が併

設されることで、教育センター（グループ活動）に通う児童生徒が学びの多様化学校を身近に感じることができ、学びの多様化学校への転入学を支援します。

また、教育センターの教育相談事業においては、学びの多様化学校と教育センターの双方の活動をすぐに見学できる環境が整っているため、児童生徒一人一人に合った居場所の提供が可能となります。

#### イ 教職員の研修

夏季休業期間等における教職員の研修において、学びの多様化学校の施設を活用することで、より実践的な研修を行います。

また、それぞれの施設が持つ不登校児童生徒への支援の知見やノウハウの情報交換を密に行うことで、支援の手立てを増やす等、支援体制の充実を図ることが可能となります。こうした内容を教職員へ向けて教育センターで研修を行うことにより、既存の学校の不登校児童生徒への支援の充実につなげていきます。

#### ウ 施設の連携

屋内運動場をはじめとする両施設を共有して使用することで、コストを抑えながら、児童生徒に多様な居場所を提供するとともに、教職員の研修の場としても有効に活用します。

## 2 学びの多様化学校の整備方針

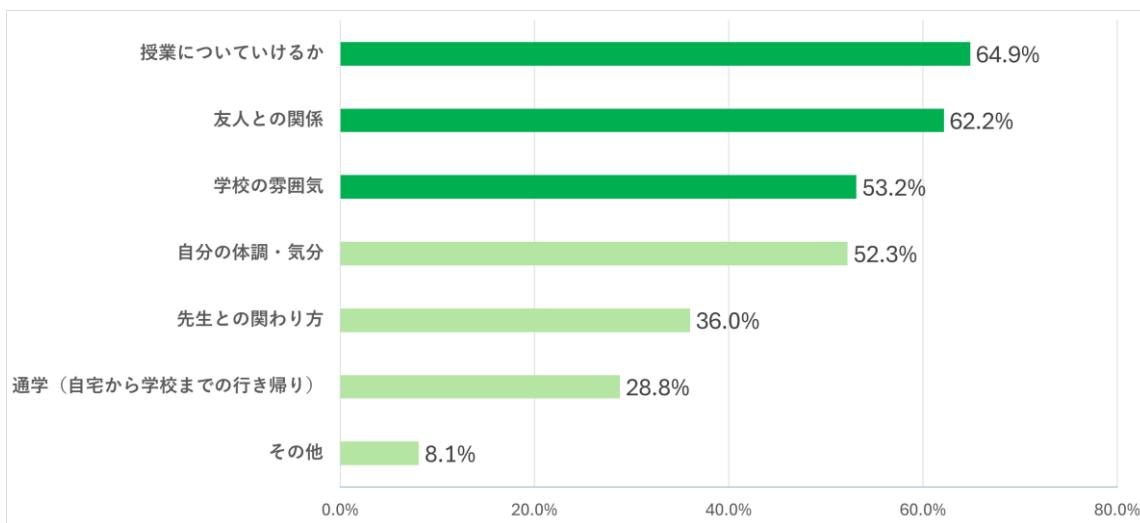
### （1）アンケート結果と考察

学びの多様化学校の整備に子どもたちの意見を反映させるため、アンケート調査を行いました。アンケート調査の概要は、以下のとおりです。

対象	ライトポート及びグループ活動に在籍している小学4年生から中学3年生
調査方法	紙とオンラインの併用
回答者の内訳	小学生：41人 中学生：75人

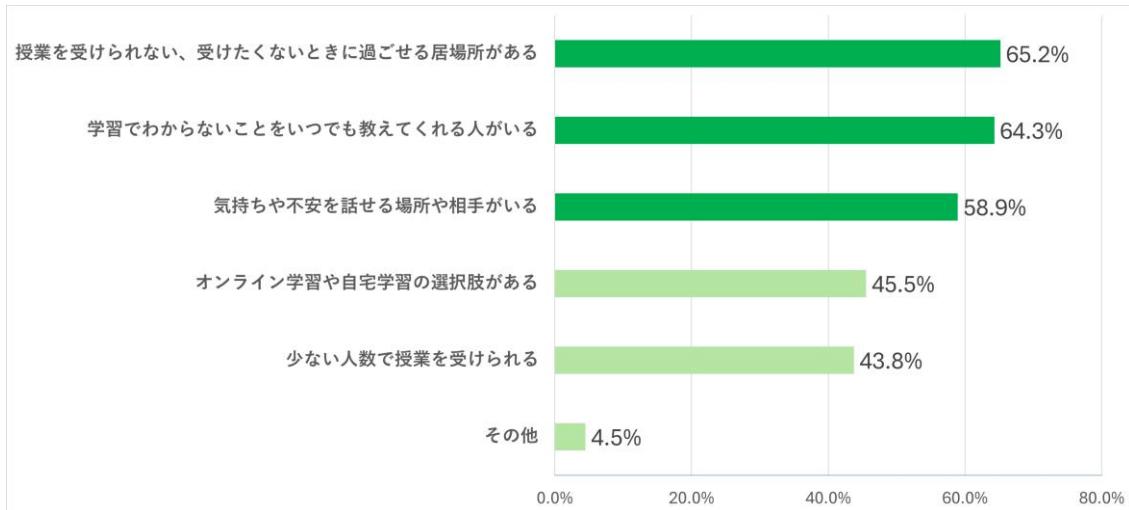
#### ア 学校に通う時に不安に感じること（回答数：111）

「授業についていけるか」、「友人との関係」に不安を感じているとの回答が多くなりました。複数人で授業を行う体制や、すぐに周囲に相談できる雰囲気やサポート体制を整える必要があります。



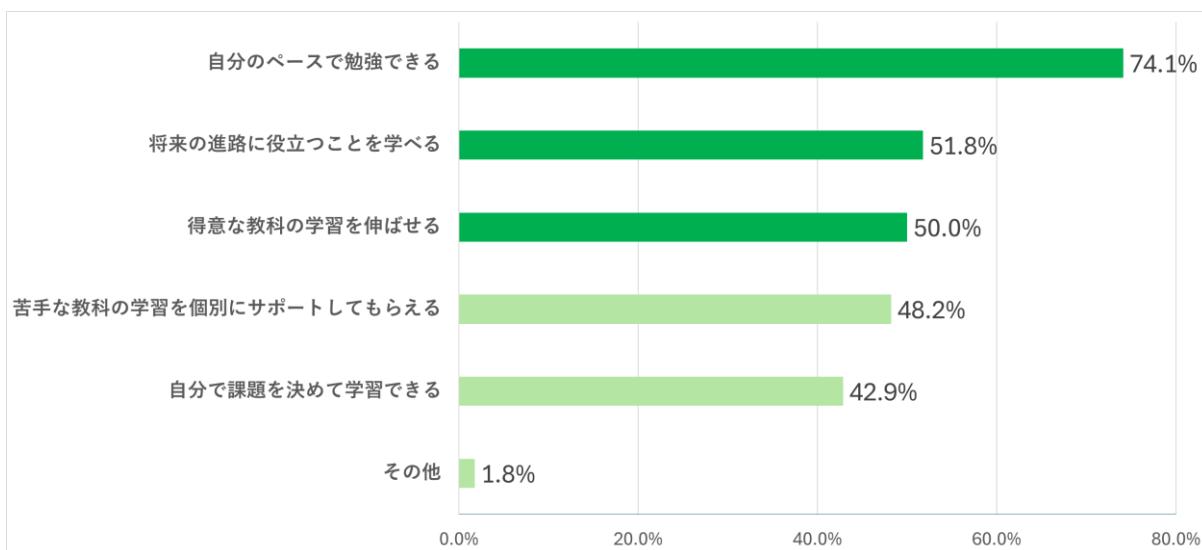
イ 学校にあつたらよい、安心できると思う仕組み・サポート（回答数：112）

「授業を受けられない、受けたくないときに過ごせる居場所がある」、「学習でわからないことをいつでも教えてくれる人がいる」という回答が多くなりました。複数人で授業を行う体制や、プレイルーム（いつでも来ることができ、休める、遊べる、安心できる場）の整備を検討していきます。



ウ 新しい学校ができたら、特に期待すること（回答数：112）

「自分のペースで勉強できる」、「将来の進路に役立つことを学べる」ことを期待しているという回答が多くなりました。習熟度別の授業やいわゆる自由進度学習等の実施、体験的な学習を通じたキャリア教育を検討していきます。



## (2) 基本方針

### ア 中学校の新設

高校進学を含めた義務教育終了後の進路選択に寄与するため、中学校を設置します。

### イ 設置形態

より手厚い支援を目的とし、学校型として設置します。

### ウ 対象生徒

当該年度の中學・中等1年～3年生のうち、次のいずれにも該当する者とします。なお、具体的な入学要件は、開校までに検討を続けます。

#### (ア) 千葉市在住の生徒又は千葉市内に転入予定の生徒

#### (イ) 不登校状態である（※）又は不登校傾向が見られる生徒

#### (ウ) 学びの多様化学校で学びたいという意思がある生徒

※何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者の中、病気や経済的な理由による者を除いたもの

### エ 通学区域

市内全域から通学を可能とします。

### オ 定員

各学年20人程度を予定しています。

### カ 入学・転入時期

原則、4月入学・転入としますが、柔軟な運用を検討します。

### (3) 基本構想

今後の学校づくりの検討の中心となる基本的なコンセプトを設定するとともに、これからの中長期的な整備に向けた視点を整理します。

#### ア 学校教育に係る施策等の概要

本市の定める下記の施策の趣旨を踏まえ、学校づくりを進めることとします。

##### (ア) 千葉市教育の基本理念

###### 「人間尊重の教育」

教職員が児童生徒を大切にすることはもちろん、学校は児童生徒に加え教職員を大切にし、教育委員会は児童生徒や教職員に加え学校を大切にするという、それぞれがそれぞれの立場で互いに尊重し合いながらつながり、子どもたち一人一人を尊重する教育を進めていく

##### (イ) 千葉市基本計画

「自ら未来を切り拓いていくことができる子どもを育成する」

###### 関連施策

「未来につながる学びの充実」、「学びを支える教育環境の充実」、

「学校生活支援の充実」

##### (ウ) 第3次千葉市学校教育推進計画

目指すべき子どもの姿「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」

教育目標「自ら考え、自ら学び、自ら行動できる力をはぐくむ」

##### (エ) 千葉市学校施設長寿命化基本計画

###### 「学校施設の目指すべき姿」

「安全性の確保」、「生活環境の向上」、「地域とともにある学校施設づくり」

#### イ 学びの多様化学校の審査事項及び不登校児童生徒等への配慮

文部科学省作成の「学びの多様化学校の設置に向けて（手引き）」では、学びの多様化学校の開設に当たり、審査事項（必須事項）と配慮すべき事項を下記のとおり示しています。

##### (ア) 審査事項（必須事項）

公共施設内に学びの多様化学校を設置する場合は、入口や出口を一般の方と分け、安心して通学できるよう環境上の配慮を行うこと。

##### (イ) 配慮事項

a 通学時間（動線を含む等）の配慮

b 教育相談を受ける体制の整備について

c 特別の教育課程の編成について

- d 保護者の支援を行う際の配慮
- e 関係機関（教育委員会等）との連携における観点
- f 職員配置に関すること
- g 成績評価に関すること
- h その他
  - (a) 設置の際に、既存の学びの多様化学校から研修を受けノウハウの蓄積を行うこと。
  - (b) 児童生徒が社会とつながる場や機会（外へ出ていく学習等）は、社会とつながり自信をつけていくチャンスでもあるため、不安を感じる児童生徒に十分配慮を行ったうえで積極的に実施すること。
  - (c) 個々の児童生徒の学習支援が円滑にできるように、個別の学習計画等を作成し、教職員間で共有すること。
  - (d) 学びの多様化学校は、その地域の不登校児童生徒への支援の拠点校という使命があるという認識を持つこと。

#### ウ 学校づくりのコンセプト

##### **誰もが自分らしく未来を描ける学校**

子どもたちにとっては、落ち着いて安心できる空間の中での経験や学びを通じ、自己理解を深め、進学を含めた社会的自立を目指します。教職員にとっても、子どもたち一人一人の思いや考えを尊重し、子どもたちと共に学び続ける教職員を目指します。

#### エ 学びの多様化学校整備の考え方

上記ア～ウを踏まえ、下記の考え方で整備を進めていきます。なお、既存施設の状況により、変更となる可能性があります。

##### (ア) 通学環境の整備

- ・教育センターを利用する一般の方と出入り口を分け、安心して通学できるようにします。
- ・市内全域からの通学を可能とし、また、起立性調節障害の生徒に配慮するため、始業時間と終業時間にゆとりを持たせる教育課程とします。
- ・転入の際は、教育センターと連携して、体験授業等を通じた登校練習を行います。

##### (イ) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、様々な教職員と相談できる体制を整備します。
- ・配置される教職員に対し、事前研修を実施します。
- ・生徒が気持ちを落ちつけるクールダウンの空間や心を整える居場所として、同じ建物にある教育センターの諸室を気軽に利用することができるようになります。

- ・自分の体調や心境に応じて、すぐに教育センターの相談機能を利用することができます。

(ウ) 学習環境の整備

- ・少人数学習スペースを設けて、学び直しや発展的な学びができるようにします。
- ・オープンスペースを活用して、多様な学習形態に対応できるようにします。
- ・始業前や終業後の時間を活用し、個別支援ができるような環境を整備します。

オ プレ教室の実施

令和10(2028)年度より、真砂中学校に設置している教育相談指導教室において、学びの多様化学校で実施する教育課程の一部を試行します。

### 3 教育センターの整備方針

(1) 基本方針

ア 現施設の移転

現在の「教育研究」、「教職員研修」、「教育相談」、「情報教育・広報」の機能を維持・発展させ、現施設からの移転を行います。

イ 運営形態

現施設と同様に千葉市が運営します。

ウ 主な利用者

(ア) 研修等で来所する千葉市立学校の教職員及び研修講師

(イ) 教育相談として来所する千葉市立学校の児童生徒等及びその保護者

(2) 基本構想

千葉市学校教育推進計画に基づく「夢と思いやりの心を持ち、未来を拓く子ども」の育成に向け、学校や教職員の活動を支援するため、今後の教育センター運営の中心となる基本的なコンセプトを設定するとともにこれからの方針に向けた視点を整理します。

ア 教育センターの運営コンセプト

「役に立つ 頼りになる 気軽に使える」

(ア) 研究・研修の推進

教育現場にとって本当に役に立つ研究・研修を推進します。

「わかる・使える・役に立つ」研究を通じて、現場の課題解決に資する知見を提供し、「わかる授業・楽しい教室・夢広がる学校」の実現を目指した研修により、教職員が日々の実践に活かせる学びを支援します。

(イ) 教育現場におけるICT活用の推進

教育現場のICT活用の推進を図ることにより、急速に変化する社会情勢や技術革新に対応し、児童生徒の多様な学びを保障するとともに、教職員の指導力向上及び校

務の効率化を図ります。さらに、今後発生する新たな教育課題にも柔軟に対応できるよう、教育現場から頼りにされる施策の展開を目指します。

#### (ウ) 教育相談活動の充実

不登校児童生徒の社会性育成のための活動場所の確保や、系統的・段階的な教育相談活動の推進を図り、利用者が気軽に相談できる環境の整備に努めます。

##### イ 教育センター整備の考え方

運営コンセプトの実現のため教育センターを、学校及び教職員の活動を支援する中核的な拠点として位置づけ、「教育研究」、「教職員研修」、「教育相談」、「情報教育・広報」の既存機能を維持・発展させるとともに、以下の考え方で整備を行います。

##### (ア) 研究・研修機能の確保

本市の教育の未来を担う教職員の育成を支えるとともに、学びの多様化学校との併設により得られた知見を広く共有するため、充実した研究・研修が行える環境を整備します。

そのために、必要数の研修室を確保するとともに、可動式の間仕切壁等を活用し、研修の目的や規模に応じて柔軟に活用できる空間を整備します。

また、教育的価値の高い書籍や研究論文を多数収蔵する図書室についても、移転後においてすべての資料が保管・閲覧できるよう整備します。

##### (イ) ICT 教育の推進拠点の整備

「情報教育研修室」を、現施設に引き続き ICT 機器を柔軟にかつ最大限に活用できるような仕様に整備し、名称を「Future Classroom Laboratory（略称 FCL）」と改め、ICT 活用推進の中核拠点として位置づけます。

また、研修の多様化に対応し、参集型だけではなく、オンライン・オンデマンド研修にも対応するため、スタジオ機能を備えた部屋も継続して整備します。

さらに、学びの多様化学校のオンライン学習をサポートします。

##### (ウ) 相談室等の増設

近年、教育相談の件数が増加傾向にあることを踏まえ、対応力の強化を図ります。具体的には、相談室及びプレイルームを既存の配置数から増設し、より充実した相談体制を構築します。

また、学びの多様化学校の生徒も利用しやすいよう、部屋の配置を検討するとともに、相談者のプライバシーに十分配慮した空間づくりを進めることで、誰もが安心して立ち寄れる環境の整備を目指します。

## 第5章 施設整備の内容

### 1 計画内容

#### (1) 概要

1	設計期間 (予定)	令和8(2026)年7月～令和9(2027)年2月頃（基本設計） 令和9(2027)年6月～令和10(2028)年2月頃（実施設計）
2	工事期間 (予定)	令和10(2028)年9月～令和12(2030)年2月頃
3	建物概要	(1) 用途：学校・事務所 (2) 床面積：学校 約2,400m <sup>2</sup> （屋内運動場含む） 教育センター 約2,700m <sup>2</sup> （プレハブ棟含む） 合計 約5,100m <sup>2</sup> (3) 階数：学校 地上3階 教育センター 地上4階、プレハブ棟地上2階 (4) 附帯施設：駐車場 約100台
4	敷地概要	(1) 件名 学びの多様化学校・教育センター複合施設 (2) 所在地 千葉市美浜区高洲4丁目4番3・4 (3) 敷地面積 計 約10,300m <sup>2</sup> 内 約 6,500m <sup>2</sup> （建物敷地） 内 約 2,900m <sup>2</sup> （駐車場・中央広場） 内 約 900m <sup>2</sup> （進入路） (4) 用途地域 第1種中高層住居専用地域 (建蔽率：60% 容積率：200%) (5) 防火地域 防火・準防火地域（建築基準法22条区域） (6) 日影規制 日影時間：3h／2h 制限を受ける建築物：高さ10m 平均地盤面からの高さ：4m
5	周辺施設	(1) アルティーリ千葉練習場（令和8(2026)年度供用開始予定） (2) 特別養護老人ホーム（令和11(2029)年度供用開始予定） (3) 認可保育園（令和14(2032)年度供用開始予定）
6	周辺状況	(1) JR京葉線・稻毛海岸駅より、徒歩5分 (2) JR総武線・稻毛駅、西口バス1番乗り場より 海浜交通バス「歯科大経由・稻毛海岸駅」行 『新高洲橋』バス停下車、徒歩3分

7	改修内容 (予定)	<p>(1) 校舎</p> <p>ア 内部、外部の全面改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・間仕切り壁の新設、撤去によるレイアウト変更あり</li> <li>・トイレ新設、既存改修含む</li> </ul> <p>イ 電気、機械設備の更新</p> <p>ウ エレベータ設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1基整備</li> </ul> <p>(2) 屋内運動場</p> <p>ア 内部、外部改修</p> <p>イ 電気、機械設備の更新</p> <p>(3) その他</p> <p>ア プレハブ棟増設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2階建て、総床面積464m<sup>2</sup>程度</li> </ul> <p>イ 駐車場・中央広場の整備</p> <p>ウ 進入路の舗装</p> <p>エ 防災倉庫、防火水槽、マンホールトイレ</p> <p>※「千葉市公共施設等緑化推進要綱」に準拠し、緑化を行います。</p>
8	ゾーニング (参考図)	

## (2) 整備手法

発注者の意見を柔軟に設計へ反映することができることに加え、設計、施工の各段階で社会的変動要因等に対応できることから、設計・施工分離発注方式（基本設計・実施設計も別発注）によることとします。

### (3) スケジュール

事業内容	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度
	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月	4~9月	10~3月	4月~
基本設計	業者選定	設計(基本設計)							
劣化状況調査		劣化状況調査							
土質調査			土質調査						
実施設計			業者選定	設計(実施設計)					
工事 ・建物 ・電気 ・機械設備					業者選定	建築・電気・機械設備 工事			
工事 ・広場 ・駐車場 ・進入通路							広場・駐車場・進入通路 工事		

### (4) 概算工事費

近年整備された公共施設の実績から、概算整備事業費（建築・外構設計等、工事費）は、現時点では約20億円を想定しています。

なお、事業費については、基本設計・実施設計の過程で、仕様の具体化や昨今の工事費高騰等の状況を踏まえつつ精査を行っていく予定であり、必要に応じて見直しを検討します。

## 2 整備・機能の内容

### (1) 学びの多様化学校

- ア 校舎全体で静かで落ち着いた雰囲気を醸成するため、木材等の自然素材を使用した内装とします。
- イ 教育センターとの施設の共用を前提とし、また、登校時の心理的負担を軽減するため、室内履きへの履き替えはせず、土足での利用とします。
- ウ 技能教科の一部（音楽、美術等）は、教育センターの諸室を使用して実施します。
- エ エレベータ及び3階トイレは、教育センターと共にします。
- オ お弁当の持参や周辺施設からの宅配弁当等の利用を検討しているため、給食受取室は整備しません。
- カ 通学の利便性を図るため、生徒用の通用門の新設を検討します。
- キ 各諸室を安心して使用できるよう、生徒の動線に配慮した配置とします。
- ク 諸室の構成及び面積の目安は、次の表に掲げるとおりです。

諸室名		用 途 等	想定m <sup>2</sup> 数
1	職員更衣室	男女別に整備。（各15人程度を想定）簡易なパーテーションを配置し、休憩スペースを設置。	56 m <sup>2</sup>

2	1階職員トイレ	男女別に整備。	14m <sup>2</sup>
3	2階トイレ	男女別に整備。	40m <sup>2</sup>
4	用務員・シャワー室	用務員1人の雇用を想定。	14m <sup>2</sup>
5	保健室	カウンセリングルームと近接した位置に配置。	23m <sup>2</sup>
6	カウンセリングルーム	保健室と近接した位置に配置。	18m <sup>2</sup>
7	事務室	来校者の受付。1階に配置。	32m <sup>2</sup>
8	校長室		43m <sup>2</sup>
9	職員室	20～25人程度が業務を行う。（会議、打ち合わせは別室）	95m <sup>2</sup>
10	会議室	20～25人程度の使用を想定。	49m <sup>2</sup>
11	エントランスホール	現施設の昇降口を想定。（職員、生徒が使用）下駄箱は撤去。	14m <sup>2</sup>
12	学習室①	1学年20～30人程度の使用を想定。 室内に鍵付きの荷物用ロッカーを配置。	50m <sup>2</sup>
13	学習室②	1学年20～30人程度の使用を想定。 室内に鍵付きの荷物用ロッカーを配置。	50m <sup>2</sup>
14	学習室③	1学年20～30人程度の使用を想定。 室内に鍵付きの荷物用ロッカーを配置。	50m <sup>2</sup>
15	オープンスペース	学習室①、②、③と近接した位置に配置。	224m <sup>2</sup>
16	教材室	資料等を保管。	6m <sup>2</sup>
17	プレイルーム	最大15人程度の使用を想定。 いつでも利用できる生徒の居場所として整備。 ※エントランスホール付近の配置を検討。	60m <sup>2</sup>
18	特別教室①	15人～20人程度の使用を想定。理科の実験等で使用を想定。ガス、水道を整備予定。	75m <sup>2</sup>
19	特別教室②	10人～15人程度の使用を想定。調理実習等で使用を想定。ガス、水道を整備予定。	45m <sup>2</sup>
20	学習室④	学年を問わず、15人程度の使用を想定。 図書室と近接した位置に配置。	45m <sup>2</sup>
21	図書室		65m <sup>2</sup>
22	資料室	書籍や教材を保管。	14m <sup>2</sup>

23	生徒会室		31m <sup>2</sup>
24	進路相談室		17m <sup>2</sup>
25	屋内運動場	既存の施設を改修。エアコンを新たに整備。	

※ 面積は現時点の目安。諸室については、今後の設計の中で変更となる可能性があります。

## (2) 教育センター

- ア 原則的に現在の教育センターにおいて、有している機能を維持し、移転します。
- イ 教育相談業務と教職員研修業務の円滑な運営を確保するため、来所者の動線が極力交差しないよう、諸室の配置に配慮します。
  - そのため、教育相談のために来所される方の専用入口を、「1 玄関・ロビー」とは別に設置します（プレハブ棟への渡り廊下接続部分を想定）。
- ウ 各機能に係る部屋については、利用効率や動線を考慮し、可能な限り同一フロアに集約した配置を検討します。
- エ 地域拠点の整備について
  - 「32 研修室」を、夜間、休日等の教育センターが使用しない時間帯は地域住民が会議等で利用可能とする運用とします。（利用人数は最大で30人程度）
    - ・教育センター利用者との動線分離等の配慮をします。
    - ・施設のエントランスを経由せず、外部から直接出入りができる構造とします。
    - ・閉庁時間帯においても地域利用が可能となるよう、開放エリア以外の場所には立ち入れないようなセキュリティ対策（ゾーニング、施錠管理等）を講じます。
- オ 諸室の構成及び面積の目安は、次の表に掲げるとおりです。

諸室名		用途等	機能	想定m <sup>2</sup> 数
1	玄関・ロビー	現給食受取口の位置への設置を想定。 自動扉を設置。	その他	39m <sup>2</sup>
2	トイレ（1階）	既存のトイレを改修。男女別に整備。	その他	33m <sup>2</sup>
3	トイレ（2階）	既存のトイレを改修。男女別に整備。	その他	33m <sup>2</sup>
4	トイレ（3階）	既存のトイレを改修。男女別に整備。	その他	33m <sup>2</sup>
5	トイレ（4階）	既存のトイレを改修。男女別に整備。	その他	33m <sup>2</sup>
6	トイレ	プレハブ棟1階に配置。 多機能トイレを設置。	その他	33m <sup>2</sup>
7	給湯室		その他	16m <sup>2</sup>
8	職員執務室	20～25人程度が業務を行う。 来所者の受付を行うため、玄関・ロビー付近への配置を検討する。 受付業務用の窓口を設置する。	執務	98m <sup>2</sup>

9	教育相談班 執務室	15～20人程度が業務を行う。 来所者の相談受付業務を行うため、受付窓口を設置し、来所者が必要書類を記載できる記載スペースを確保する。 また、教育相談に伴い機密性の高い書類を取り扱うため、室内に十分な保管スペースを整備することを基本とする。	相談	82m <sup>2</sup>
10	カウンセラー室	10人程度が業務を行う。	相談	33m <sup>2</sup>
11	家庭訪問相談員室	10人程度が業務を行う。	相談	33m <sup>2</sup>
12	第1相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 2人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	10m <sup>2</sup>
13	第2相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 2人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	10m <sup>2</sup>
14	第3相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 3～5人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	13m <sup>2</sup>
15	第4相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 2人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	10m <sup>2</sup>
16	第5相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 2人での利用を想定。	相談	10m <sup>2</sup>

		相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。		
17	第6相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 3～5人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	13m <sup>2</sup>
18	第7相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 2人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	10m <sup>2</sup>
19	第8相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 2人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	10m <sup>2</sup>
20	第9相談室	不登校児童生徒の保護者と面談を行う。 3～5人での利用を想定。 相談内容が室外に漏れないよう防音性能を確保する。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	相談	13m <sup>2</sup>
21	教育相談待合室	教育相談の保護者等が面談開始までに待機するための部屋。	相談	20m <sup>2</sup>
22	第1 プレイルーム	不登校児童生徒が面談を行うための部屋。 軽スポーツやボードゲーム等も行う。 運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。 相談室の近くに配置されることや、大人数での相談	相談	20m <sup>2</sup>

		業務を行うことを踏まえ、防音性能を確保する。		
23	第2 プレイルーム	<p>不登校児童生徒が面談を行うための部屋。 軽スポーツやボードゲーム等も行う。</p> <p>運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。</p> <p>相談室の近くに配置されることや、大人数での相談業務を行うことを踏まえ、防音性能を確保する。</p>	相談	30m <sup>2</sup>
24	第3 プレイルーム	<p>不登校児童生徒が面談を行うための部屋。 軽スポーツやボードゲーム等も行う。</p> <p>運用の効率性を考慮し、第1～9相談室と第1～3プレイルームは可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。</p> <p>相談室の近くに配置されることや、大人数での相談業務を行うことを踏まえ、防音性能を確保する。</p>	相談	30m <sup>2</sup>
25	第1 グループ活動室	<p>不登校児童生徒のグループ活動を行う。 20～25人程度の使用を想定。</p> <p>運用の効率性を考慮し、第1・2グループ活動室と学習室は可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。</p> <p>グループ活動を行わない時間は、学びの多様化学校において、美術室としても利用予定。</p>	相談	65m <sup>2</sup>
26	第2 グループ活動室	<p>不登校児童生徒のグループ活動を行う。 30～40人程度の使用を想定。</p> <p>床はカーペット敷きとする。</p> <p>運用の効率性を考慮し、第1・2グループ活動室と学習室は可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。</p> <p>グループ活動を行わない時間は、学びの多様化学校において、音楽室としても利用予定。そのため、音楽室として通常求められる防音性能（他校の音楽室と同等のレベル）を確保する。</p>	相談	85m <sup>2</sup>
27	学習室	<p>平常時は、グループ活動参加児童生徒の学習室として使用。10～15人程度の使用を想定。</p> <p>長期休業中は専門研修の研修室として使用。（小規模）</p> <p>運用の効率性を考慮し、第1・2グループ活動室と</p>	相談	33m <sup>2</sup>

		学習室は可能な限り近接した位置にまとめて配置することを検討する。		
2 8	講 堂	主に教職員向けの研修や会議を行う。 (大規模) 約 200 人程度の収容を要する。 前方にスクリーンを整備する。 部屋の形状によっては、左右側方の上部にフロア向きのモニターを設置することを検討する。 中央に可動式間仕切りを設置し、必要に応じて 2 部屋に仕切る使い方を想定。	研修	254 m <sup>2</sup>
2 9	研修室 (現 2-1)	教職員向けPC関係や児童生徒用タブレット端末関係の業者との打合せを行う。 上記が優先となるが、教職員向けの研修や会議も行う。 (小規模) 10～15 人程度の使用を想定。	情報	41 m <sup>2</sup>
3 0	研修室 (小講堂) (現 4-1)	主に教職員向けの研修や会議を行う。 (中規模) 40～70 人程度の使用を想定。 前方にスクリーンを整備する。 講堂との行き来がしやすい配置とし、機能的連携や運用の効率性を考慮し、研修室 (現 5-1) と可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	研修	85 m <sup>2</sup>
3 1	研修室 (現 5-1)	主に教職員向けの研修や会議を行う。 (小～中規模) 30～40 人程度の使用を想定。 中央に可動式間仕切りを設置し、必要に応じて 2 部屋に仕切る使い方を想定。 講堂との行き来がしやすい配置とし、機能的連携や運用の効率性を考慮し、研修室 (小講堂) (現 4-1) と可能な限り近接した位置にまとめて配置することを基本とする。	研修	66 m <sup>2</sup>
3 2	研修室	教育公務員特例法第 25 条第 1 項に定められた研修を行う。 プレハブ棟 1 階への配置を基本とする。	研修	41 m <sup>2</sup>
3 3	指導員室	上記 3-2 の研修を行う指導員 3 人程度が業務を行う。 職員執務室付近に配置することを基本とする。	執務	33 m <sup>2</sup>
3 4	情報教育研修室 (FCL)	主に教職員向けの研修や会議を行う。 天井付近に設置したプロジェクタ等により、壁二面	情報	116 m <sup>2</sup>

		に対して、それぞれ2つの画面を大きく投影できる仕様及びホワイトボードとしても活用できる仕様とする。 マイク入力やPC音源に対応した音響システムを整備する。 床はOAフロアとする。 60～80人程度の使用を想定。		
3 5	ライブ配信用 スタジオ	研修のライブ配信やオンデマンド動画の作成等を行う。	情報	33m <sup>2</sup>
3 6	視聴覚教材 製作室	会議や研修で使用する機材（モニター、ケーブル、プロジェクター等）を保管。 研修室（小講堂）（現4－1）、研修室（現5－1）の付近に配置することを基本とする。	研修	33m <sup>2</sup>
3 7	情報教育研究室	教育センターで保管している予備の児童生徒用タブレット端末等や周辺機器、ネットワーク関係機器（ハブボックス等）を保管。 機器の運搬がしやすいエレベータ付近に配置することを基本とする。	その他	33m <sup>2</sup>
3 8	会議室	10～15人程度の使用を想定。 職員執務室に隣接しての配置を基本とする。	その他	33m <sup>2</sup>
3 9	会議室	10～15人程度の使用を想定。	その他	33m <sup>2</sup>
4 0	応接室	来客対応用。 研修の講師の控室、会議等にも使用。	その他	33m <sup>2</sup>
4 1	更衣室	男女別に整備。（各15人程度を想定） 簡易なパーテーションを設置し、休憩スペースを整備。	執務	33m <sup>2</sup>
4 2	印刷室兼倉庫	コピー機を設置。 それに伴うコピー用紙やその他の物品を保管。 職員執務室付近に配置を基本とする。	執務	33m <sup>2</sup>
4 3	図書室	研究論文や教育関係図書等を保管している。 現在収蔵されているすべての書籍等の移転を前提とする。 貸出及び返却の対応は職員が行うことから、職員執務室に近接した位置への配置を基本とする。	その他	116m <sup>2</sup>
4 4	施設管理業者 待機部屋	施設管理業務委託の従事者が待機するための部屋として使用。	その他	16m <sup>2</sup>

	エレベータ	1台設置。13人用を想定。	その他	
--	-------	---------------	-----	--

※ 面積は現時点の目安。諸室については、今後の設計の中で変更となる可能性があります。

#### (3) 駐車場・中央広場

ア 駐車場や広場として活用できるスペースとして整備します。

- ・ 通常時は、学びの多様化学校・教育センター利用者の駐車場として活用します。  
必要に応じて、他施設への貸し出しを行います。  
また、地域のイベントや災害対応等のスペース等地域における様々な活動ができる場所としての活用を検討していきます。  
これらの活用を通じて、各施設がゆるやかに連携しながら、地域にも開かれた空間として機能することを目指します。
- ・ 駐車場として、自動車約100台、自転車約30台分を整備します。
- ・ 敷地の半分程度を舗装駐車場とし、残りの部分は緑化舗装ブロックを活用した駐車場として整備します。(どちらも車止めは設置しません。)
- ・ 業務用駐車場における電気自動車の充電設備の設置を検討します。

※「千葉市公用車の電動車導入方針」では、令和12(2030)年度までに、代替できる電動車がない場合を除き、すべての車両を電動車とする方針です。

- ・ 駐車場から建物への動線については、利用者の安全に配慮した通路を整備します。
- ・ 各施設使用想定用途は以下のとおりです。

施設名	想定用途
教育センター	研修受講生、研修講師、教育相談等による来所者等の駐車場
学びの多様化学校	生徒の送迎、面談等による来校者等の駐車場
アルティーリ千葉 練習場	公開練習等イベント時の来場者用駐車場 ファンイベントの開催スペース
特別養護老人ホーム	入所者等向けの各種イベントの開催スペース
認可保育園	運動会等イベント時の保護者駐車場

#### (4) 進入路

ア 旧高洲第二中学校跡施設に整備予定の各施設が共通して利用する進入路として整備します。

イ アルティーリ千葉練習場及び特別養護老人ホームが先行して建設され、両施設において本進入路の仮舗装が行われることから、これを踏まえ、本舗装（市道切り下げ部分を含む。）を実施します。

本進入路の通行車両については、日常的に利用する一般車両に加え、イベント等において発生する大型車両及び緊急車両の通行を想定し、整備します。

- ・一般車両（普通乗用車等による施設利用者の日常利用。福祉車両を含む。）
- ・大型バス（各種イベント・スポーツ利用等に伴い、必要に応じて発生する限定的利用。）
- ・緊急車両

ウ クルドサック状に整備を行います。

大型車両（バス等）の通行を想定し、クルドサック中央部には植栽等を設けず、各施設への大型車両の進入が容易となる構造とします。

エ 歩車分離が可能となるように歩道を整備します。

道路幅は車道8m（片側4m）及び歩道2mを基本とします。

歩道は、幼児、児童生徒、高齢者等多様な利用者が日常的に利用することを想定し、ベビーカーや車いす利用者にも配慮したバリアフリー動線として計画します。

歩行の安全性を確保するとともに、車両動線との分離及び視認性の確保に配慮し、安心して利用できる歩行環境を整えます。

#### （5）その他

建物のスペースを利用して、引き続き避難所として活用する予定です。また、既存設備の状況により、新たな防災倉庫、防火水槽、マンホールトイレの設置を検討します。